

議案第2号

幸手市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

幸手市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成14年条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の見出し及び2項を加える。

（防疫作業手当の特例）

- 2 職員が新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）から市民等の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業のうち、新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者に接して行う作業又はこれに準ずる作業であって、市長が認めるものに従事したときは、防疫作業手当を支給する。この場合において、第3条の規定は、適用しない。
- 3 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、1,000円（新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者の身体に接触して行う作業に長時間にわたり従事した場合にあっては、1,500円）とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第2項及び第3項の規定は、令和3年2月4日から適用する。

令和3年2月22日提出

幸手市長 木村純夫

提 案 理 由

新型コロナウイルス感染症から市民等の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業に従事した職員に、防疫作業手当の特例として同手当を支給したいので、この案を提出するものである。